

輸入米穀等の特別売買契約に係る主食用買受資格の定期審査について

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号。以下「食糧法」という。）の規定に基づき農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が実施する特別売買米穀等の売渡しについては、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知。以下「基本要領」という。）に基づき、3 年に 1 度、買受資格の定期審査を行っており、現在、買受資格を有している方の買受資格の有効期間は令和 6 年 3 月末日に満了となります。

このため、新規に買受資格を希望する方も含め、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月末日までの主食用買受資格の定期審査について、基本要領第 1 章Ⅲ第 3 の 3 の（3）に基づき公示しますので、下記事項を御了知の上、令和 6 年 2 月 9 日（金）までに定期審査の申請を行って下さい。

* 定期受付のほか、随時受付も行っています。

記

1 売渡しの対象となる米穀

特別売買米穀等（米穀の輸入を行おうとする者及び当該輸入米穀等の買受けを行おうとする者の連名による申込みに応じて買い入れる輸入米穀等）

2 買受資格者の要件

次に掲げる者を特別売買米穀等を主食用（特に限定のない用途）として買い受けることができる買受資格者とする。

（1）卸売業者等にあつては、次に掲げる要件のすべてを満たす者。

- ① 食糧法第 29 条に規定する買受資格者であること。
- ② 審査申込日の当年度又は前年度における申請者の国内産米穀の取扱数量が 20 精米トン以上であること（当年度の場合は、予定数量を含む。）。
- ③ 申請者の自己資本が 300 万円以上であること。
- ④ 申請者（当該者が法人の場合にあつては、役員等を含む。）が米穀の流通に関する法令（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律

第 113 号)、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成 21 年法律第 26 号)、日本農林規格等に関する法律(昭和 25 年法律第 175 号)、食品表示法(平成 25 年法律第 70 号)、不当景品類及び不当表示防止法(昭和 37 年法律第 134 号)、不当競争防止法(平成 5 年法律第 47 号)、農産物検査法(昭和 26 年法律第 144 号)、食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)、刑法(明治 40 年法律第 45 号)、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和 28 年法律第 35 号)及び飼料需給安定法(昭和 27 年法律第 356 号)並びにこれらの法律に基づく命令をいう。以下同じ。)の規定により罰金以上の刑に処せられた場合にあっては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過していること。

- ⑤ 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。)第 70 条各号のいずれか及び予決令第 71 条第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。
 - ⑥ 米穀の流通に関する法令の規定又は契約の違反等により農産局長から政府所有米麦の買受資格の取消しを受けた者にあっては、その取消しの日から 2 年を経過していること。
- (2) 組合等(中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)に基づいて設立された協同組合、協同組合連合会その他これに準ずる法人として農産局長が認める法人をいう。以下同じ。)にあっては、次に定める要件のすべてを満たす者。
- ① 組合等が、構成員のために米穀(買受資格に係る販売用途の米穀に限る)の買受事業を行うことを目的としていること。
 - ② 組合等が、買受資格に係る販売用途について、食糧法第 29 条に規定する買受資格者を構成員とすること。
 - ③ 組合等の資力信用が確実なものであること。
 - ④ 組合等及び共同購入者(当該者が法人の場合にあっては、役員等を含む。)が米穀の流通に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられた場合にあっては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過していること。
 - ⑤ 組合等及び共同購入者について、米穀の流通に関する法令又は契約の違反

等により、農産局長から政府所有米麦の買受資格の取消しを受けた者にあつては、その取消しの日から2年を経過していること。

- ⑥ 組合等及び共同購入者について、予決令第70条各号のいずれか及び予決令第71条第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- ⑦ 申請者（当該者が法人の場合にあつては、役員等を含む。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと及び暴力団又は暴力団員と社会的に避難される関係を有していないこと。

3 資格審査の申請

(1) 申請の方法及び受付期間

資格審査の申請は、4に掲げる申請に必要な書類及びチェックリストを申請者の所在地を管轄する地方農政局等（地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）に令和5年12月15日（金）から令和6年2月9日（金）までに持参、郵送又は電子メールにより受け付けます。

なお、この期間以外においても受付ます。

① 持参する場合

申請に必要な書類は、土日祝日を除く10時から17時まで（12時から13時までを除く。）の間に申請者の所在地を管轄する地方農政局等に持参して下さい。

② 郵送する場合

申請に必要な書類は、特定記録等、配達記録が確実に残る方法により、申請者の所在地の管轄する地方農政局等に送付して下さい。

なお、封書の表面に、朱書きで「特別売買米穀主食用買受資格申請書在中」と記載して下さい。

更に、申請書類の受付漏れを防止するため、送付した事実について、受付場所へ連絡をお願いします。

③ 電子メールによる場合

申請に必要な書類は、容易に書き込みが出来ない電子媒体（PDF など）に変換し、可能な限り一つのファイルとした上で、申請者の所在地を管轄する地方農政局等の担当職員宛て※1に電子メールを送信してください。なお、件名に「特別売買米穀主食用買受資格申請について（申請者の商号・名称を記入）」と記載して下さい。

※1 予め申請者の所在地を管轄する地方農政局等へ連絡すること等により、メール

アドレスを入手して下さい。

(2) 申請書の入手方法

申請書は、農林水産省のホームページ（以下のURL）から出力することが可能です。また、地方農政局等においても交付できます。

<http://www.maff.go.jp/j/seisan/syoryu/sikaku/index.html>

(3) 受付場所

申請者の所在地を管轄する地方農政局等で受け付けます。

ただし、地方農政局等で受付が困難となった場合には、農林水産省農産局農産政策部貿易業務課契約第2班（米）で受付を行います。

4 資格審査の申請に必要な書類

申請に当たっては、資格審査申請書（様式1-Ⅲ-1の2）のほか、次に掲げる書類を提出して下さい。

(1) 2の(1)の申請者にあつては、次に掲げる書類をすべて提出して下さい。

- ① 国内産米穀の取扱数量確認書（様式1-Ⅲ-1の3）
- ② 営業経歴書
- ③ 履歴事項全部証明書又は登記簿謄本
- ④ 財務諸表（貸借対照表、決算内訳書及び損益計算書）
- ⑤ 納税証明書（その3の3）
- ⑥ 誓約書（様式1-Ⅲ-1の4）
- ⑦ 名称等の公表に関する同意書（様式1-Ⅲ-1の5）

(2) 2の(2)の申請者にあつては、次に掲げる書類をすべて提出して下さい。

- ① 組合等及び共同購入者ごとの国内産米穀の取扱数量確認書（様式1-Ⅲ-1の3）
- ② 組合等の定款
- ③ 組合等の事業計画書
- ④ 組合等の共同購入に参加する構成員の名簿（以下「共同購入者名簿」という。）
- ⑤ 組合等及び共同購入者（共同購入者名簿に記載されている構成員をいう。以下同じ。）ごとの営業経歴書
- ⑥ 組合等及び共同購入者ごとの履歴事項全部証明書又は登記簿謄本
- ⑦ 組合等の財務諸表（貸借対照表、決算内訳書及び損益計算書）
- ⑧ 組合等の納税証明書（その3の3）
- ⑨ 組合等及び共同購入者ごとの誓約書（様式1-Ⅲ-1の4）
- ⑩ 組合等及び共同購入者ごとの名称等の公表に関する同意書（様式1-Ⅲ-1の5）
- ⑪ その他審査に必要と認める書類

5 資格審査の結果通知

資格審査の結果については、資格確認通知書（資格が認められた場合）又は通知書（資格が認められなかった場合）を郵送又はメールにて申請者に通

知します。

なお、令和 6 年 2 月 9 日（金）以降に受け付けた資格審査の申請については随時審査を行います。結果通知は同年 5 月以降となる予定です。

6 有資格者名簿の公表

- (1) 買受資格者として認められた者は、有資格者名簿にその名称又は氏名、住所及び電話番号の情報を登載します。
- (2) 有資格者名簿は、農林水産省ホームページに掲載するとともに、農林水産省農産局及び地方農政局等に備え置かれることによって公表します。

7 買受資格の有効期間

買受資格の有効期間は、定期審査による場合は有資格者となった日から令和 9 年 3 月末日までとします。

8 買受資格の停止及び取消し

有資格者が政府が行う米穀の売買等に関する有資格者の法令違反等に係る処分等基準（平成 26 年 5 月 16 日付け 26 生産第 558 号生産局長通知）に定める資格の停止又は取消事由に該当すると認めたときは、当該有資格者の資格の停止又は取消しを行い、この旨を通知するとともに、その事実、理由及び停止又は取消しを行った者の商号又名称が公表されます。

9 秘密の保持

資格の審査に従事する職員が、この審査において知り得た秘密に関する事項を外部に漏らすことはありません。

10 その他

上記の内容について質問等がある場合は、地方農政局等（下記）にお問い合わせ下さい。

地方農政局等 （担当部局）	住 所	電話番号 FAX番号	管轄場所
北海道農政事務所 生産経営産業部 業務管理課	〒064-8518 札幌市中央区 南22条西6丁目2-22 エムズ南22条第2ビル	011-330-8808 011-520-3052	北海道
東北農政局 生産部業務管理課	〒980-0014 仙台市青葉区 本町3-3-1 仙台合同庁舎A棟	022-745-9386 022-263-6627	青森県、岩手県、 宮城県、秋田県、 山形県、福島県
関東農政局 生産部業務管理課	〒330-9722 さいたま市中央区 新都心2-1	048-740-0419	茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、

	さいたま新都心合同庁舎 2 号館（10階）		神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局 生産部業務管理課	〒920-8566 金沢市 広坂 2 丁目 2 番 60 号 金沢広坂合同庁舎	076-232-4008 076-232-4009	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局 生産部業務管理課	〒460-8516 名古屋市中区 三の丸 1-2-2 農林総合庁舎 2 号館	052-223-4616 052-212-3506	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局 生産部業務管理課	〒602-8054 京都市上京区 西洞院通下長者町下る 丁子風呂町 京都農林水産総合庁舎	075-414-9741 075-414-9030	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国農政局 生産部業務管理課	〒700-8532 岡山市北区 下石井 1 丁目 4 番 1 号 岡山第 2 合同庁舎	086-224-4511 086-232-7225	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州農政局 生産部業務管理課	〒860-8527 熊本市西区 春日 2 丁目 10-1 熊本地方合同庁舎 A 棟	096-211-9111 096-211-9780	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合事務局 農林水産部 生産振興課	〒900-0006 那覇市 おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館	098-866-1653 098-860-1195	沖縄県